

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第104号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="199 483 293 512">附 則</p> <p data-bbox="120 531 304 560">1～5 [略]</p>	<p data-bbox="1207 483 1301 512">附 則</p> <p data-bbox="1128 531 1312 560">1～5 [略]</p> <p data-bbox="1128 579 2114 659">6 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。</p> <p data-bbox="1155 678 2103 707"><u>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業</u></p> <p data-bbox="1155 726 2114 901"><u>(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p data-bbox="1155 920 2114 1000"><u>(3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）</u></p> <p data-bbox="1155 1019 2114 1240"><u>(4) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</u></p> <p data-bbox="1155 1259 2114 1434"><u>(5) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</u></p>

<p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> 警察職員が東日本大震災津波に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「4,600円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が<u>附則第8項</u>の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。</p>	<p><u>7</u> 前項の手当の額は、作業1日につき40,000円の範囲内で人事委員会の定める額とする。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p><u>10</u> 警察職員が東日本大震災津波に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「4,600円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が<u>附則第10項</u>の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第6項及び第7項の規定は、平成24年9月14日から適用する。